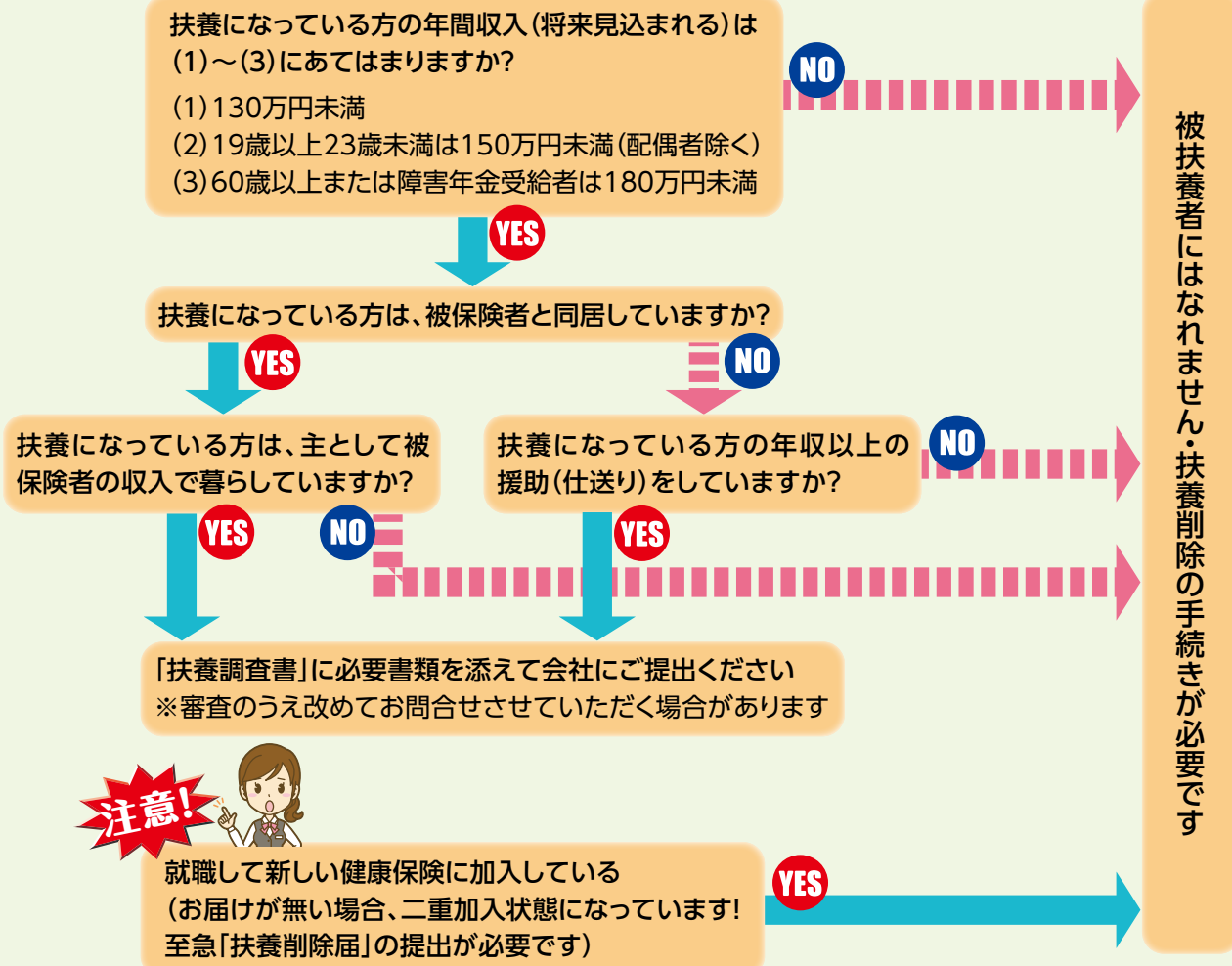


扶養加入者調査へのご協力をお願いします!

名 称 「健康保険被扶養者調査」
目 的 健康保険の被扶養者としての加入が適正かの調査
対 象 18歳以上の扶養加入者全員（平成20年4月2日以前生まれの方）
実施時期 令和8年7月上旬調査書配布（調査書提出締切 令和8年8月31日予定）

先ずは、ご自身で扶養家族が継続加入できるか下のチャートでチェックしてみてください。

扶養継続加入簡易フローチャート



※上のフローチャートは簡単な判定基準です。

フローチャートでの判断が難しい場合は、「被扶養者調査書」と必要添付書類をご提出ください。

被扶養者削除の提出書類

1. 「健康保険被扶養者異動届」
2. 「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写し（就職の場合）
3. 収入増加による削除 ⇒ 健保組合にお問合せください

※年間収入が130万円以上でも継続して扶養加入が可能な場合があります

以下の条件すべてに当てはまった場合のみ

1. 勤務先が忙しかったため、年間収入が130万円を超えた（19歳～23歳は150万円・60歳以上・障害年金受給者は180万円を超えた場合）
2. 雇用契約どおり働いた場合は、年間収入130万円未満となっていること
3. 連続2回までが上限であること
4. 勤務先が発行する事業主証明書（国の指定様式）を提出すること

ご不明な点などは健康保険組合適用係までお問合せください。